

安威川ダム周辺整備基本計画策定及び契約支援業務委託に係る仕様書（案）

1. 業務名

安威川ダム周辺整備基本計画策定及び契約支援業務委託（以下「本業務」という。）

2. 目的

本業務は、「安威川ダム周辺整備基本構想」に基づき官民連携事業として行う、安威川ダム周辺整備事業（以下「本事業」という。）の実現に向けて、これまでに実施した安威川ダム周辺整備制度設計等検討業務委託での検討結果及び本事業候補者の提案を踏まえるとともに、提案のあった区域外の今後のダム周辺に関する土地の利活用方針を含めた基本計画の策定及び事業契約のための各種支援を行うことを目的とする。

3. 委託期間

契約日～令和3年3月31日（水）

4. 業務対象

別紙業務対象区域図に記載されている本事業区域全体を業務対象とする。

5. 業務内容

（1）安威川ダム周辺整備基本計画の策定

①事業候補者の提案の検証と協議の支援

選定された事業候補者の提案を具体化するにあたり、事業契約までに定めるべき事項を、以下②～⑧の各項目を踏まえて整理する。また、これらの事項についての事業候補者との協議にあたり、本市が提示する資料の作成や事業候補者からの質疑に対する回答案の検討等により、本市を補佐する。

②拠点施設の整備・運営に係る官民分担の検討

事業候補者が提案する公園施設について、本市が所有する公共施設（以下「公園施設（公共施設）」という）と事業候補者が所有する民間施設（以下「公園施設（民間施設）」という）の区分を整理するとともに、以下の事項を定める。

- ・公園施設（公共施設）の設計、施工、施工監理にあたっての要求水準
- ・公園施設（民間施設）の設置、管理運営にあたっての要求水準
- ・公園施設（公共施設）の管理運営等を行うため、事業候補者が設立するエリアマネジメント組織Ⅰの設立、運営にあたっての要求水準

③ゾーニング・施設配置の確定と土地利用計画図の作成

②を踏まえ、以下の区域や施設配置を検討するとともに、これらを明示する土地利用計画図を作成する。

- ・都市公園の区域
- ・都市公園設置許可の区域
- ・河川敷地等の占用区域
- ・公園施設（公共施設）の配置
- ・公園施設（民間施設）の配置

④各種許可申請手続きに向けた関係課・機関ヒアリングの支援と審議会資料作成補助

②及び③を踏まえ、建築確認許可申請や河川占用許可申請等に加え茨木市都市公園条例改正を含む公園施設の整備のための手続きに向け、関係課・機関ヒアリングの支援と大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会資料作成補助を行う。

ただし、支援・補助の対象とする手続きについては、本市と受託者が都度、協議のうえ、定めるものとする。

⑤事業候補者及び市の事業費（整備費・維持管理運営費）の分担の確定に関する支援

②及び③を踏まえ、事業候補者及び市の事業費（整備費・維持管理運営費）の分担に関する以下の事項を検討する。

- ・公園施設（公共施設）の整備に係る総投資額、本市と事業候補者の分担額
- ・公園施設（公共施設）の維持管理運営に係る予算額、本市と事業候補者の分担ルール

⑥北部地域活性化に向けたエリアマネジメントの仕組みの検討

本事業を契機とした北部地域活性化の促進を目的とし、自治体・事業候補者・地域団体等からなるエリアマネジメント組織の仕組みを事業候補者の提案を踏まえて検討する。

⑦その他事業条件の確定に関する支援

②～⑥の事項のほか、事業契約までに定めるべき以下の事項を整理し、個別の条件について検討する。

- ・事業契約等に関する諸手続きに関するもの
- ・事業に係るリスクの分担に関するもの
- ・その他、①を踏まえ、本市と受託者が協議のうえ、必要と見なすもの

⑧今後の事業化に向けた茨木市の課題・スケジュールの整理

②～⑦を踏まえ、今後の事業化に向けた事業候補者からの提案に関する本市の課題及び提案区域外に関する本市の課題やスケジュールを整理する。

⑨安威川ダム周辺整備基本計画の作成

②～⑧の検討結果を踏まえ、安威川ダム周辺整備基本計画を取りまとめる。

（２）事業契約締結に関する支援

①事業契約等の構成の検討

本事業の推進にあたり、本市と事業候補者が締結する事業契約等の構成を検討する。なお、事業契約等とは、複数の契約・協定・許可等により構成される。また、個々の事業契約等の契約主体は、その内容に則した適切な者とする

事業契約等の内容、各契約及び許可の当事者となり得る主体は、下表に示す通りである。

事業契約等の内容	・公共施設の設計条件、施工条件、管理許可、管理条件、請負・委託費、リスク分担、契約の解約・終了・更新等 ・民間施設の設置許可、施設内容、運営内容、制限事項、使用料、リスク分担、契約の解約・終了・更新等 ・エリアマネジメントに係る目的、事業内容、役割分担、費用負担、リスク分担、契約の解約・終了・更新等
各契約及び許可の当事者となり得る主体	a) 本市 b) 事業候補者 c) グループを構成する法人等の一者 d) 上記 c) の全部または一部を構成員とする共同事業体等 e) 上記 c) の全部または一部が組成する特別目的会社 (SPC) 等 f) 上記 c) の全部または一部が組成するエリアマネジメント組織 I g) その他本市が事業の実施の上で必要と認める者

②事業契約等（案）の作成

①を踏まえ、事業契約等の書式（案）を作成する。ただし、本市が事業候補者に対して行う許可及び許可申請の様式を除くものとし、許可に関連して締結する協定の書式（案）を含むものとする。

なお、作成にあたっては、官民連携（PPP）事業に精通した弁護士の協力を得るものとする。

（３）その他関連業務

①本市が国へ申請する関係書類の作成に関する支援

本事業の実施にあたり、本市は地方創生拠点整備交付金を活用し、公共施設の整備費に充当することを検討している。これをふまえ、本市が国へ申請する関係書類の作成を補助する。

②いばきたデザインプロジェクトとの連携

本事業の実施にあたり、北部地域にある既存団体や各種施設を事業候補者と連携させることで、ダム周辺の賑わい創出に加え、北部地域全体の魅力向上に資することを期待して

いることから、本市で別途既存団体や各種施設を対象に実施しているいばきたデザインプロジェクトと連携して、本事業のプロモーション活動等を行う。

6. 成果品

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 業務報告書 | 2 部 |
| (2) 上記の電子データ | 1 式 |

※なお、提出後に失策及び不備が発見された場合は、契約終了後も訂正の義務を負うこととする。

7. その他

- (1) 本市と事業候補者の協議の進捗及び結果により、本業務の委託期間または業務内容の変更が必要と考えられる場合、本市と受託者は変更の適否、内容について協議を行うものとする。
- (2) 受託者は関係法令を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもって業務を実施するものとする。
- (3) 本市は本業務に必要な資料等を貸与することがある。受託者は、貸与された資料等を厳重に管理し、本市の許可なく本業務以外の目的での使用、第三者への貸与又は公表をしてはならない。また、業務終了後は直ちに当該資料を本市へ返却すること。
- (4) 受託者は、当委託業務の履行上知り得た計画施設に関する事項を第三者に漏らしてはならない。履行期間終了後も同様とする。
- (5) 仕様書の内容に疑義が生じた場合は、本市及び受託者が十分に協議し、誠意をもってこれにあたるものとする。
- (6) 本業務を実施するにあたり、安威川ダム事業のこれまでの取組経過を理解するとともに、「安威川ダム周辺整備基本方針」・「安威川ダム周辺整備基本構想」や、安威川ダム周辺整備制度設計等検討業務委託などの成果物についても十分に理解し、本市の要求を確認し、本業務に反映すること。

以上